

MitsuiSougou通信

静電気は溜めないようにしましょう

冬の乾燥しているこの時期になると、静電気に悩まされる方が多いのではないのでしょうか。

◆静電気の仕組み

静電気は動かない物質には発生しません。地上の物質は「+」と「-」の電気で構成されているのですが、普段は両方のバランスが保たれて安定している状態になっています。ところが、物質を動かすことによって摩擦が加わると、マイナスの電気が剥がれてしまいプラスの電気が多く残る状態になります。この状態を帯電状態といいます。人は歩いているだけ、動くだけでいたるところが摩擦していますので帯電しています。これがあの「パチッ」を引き起こす原因です。

帯電状況の時に電気を通しやすい物質に触れると、プラス電気は、電気を通しやすくする乾燥した空気を利用して、失ったマイナス電気と競合しようとしています。その結合の瞬間に発生する電気の放電が静電気の正体です。

◆静電気の健康への影響

静電気を溜め込むと、身体からビタミンCとカルシウムが約20%も流出しますので、健康・美容にもよくありません。また、血糖値の上昇・貧血・ストレス過敏・肩こり・免疫力の低下等、体調不良の一因になることもあります。ほかに身体が電気を帯びる事で、ホコリを肌が吸着しやすくなったり、ダニをおびき寄せやすくなるなどの被害も考えられます。たかが静電気と放っておくと健康的にとてもよくないのです。

◆静電気防止&除去

静電気は服の素材の組み合わせにより起きやすさが違います。冬の定番となったフリースは軽く暖かくリーズナブルではありますが、典型的な合成繊維製品です。静電気の発生を抑えるためには、合成繊維の衣類より、綿、絹、麻、羊毛などの吸水性が高い天然繊維100%の素材が良いとされています。

また、最近では静電気除去グッズが多数販売されています。キーホルダー、ストラップ、スプレー、プレスレット、シュシュ、除電ブラシ等。自分に合ったグッズを試してみたい方はいかがですか。



◆おいしいレシピ◆ ～とろたまシチュー～

寒さが厳しくなる冬は、温かい食べ物が食べたくなりますよね。特に「スープ」は、栄養バランスに優れ、風邪の予防にも良いと言われています。ほっこり温かいスープで心も身体も癒されてみませんか♪今回は、この冬おすすめのスープレシピをご紹介します。



【材料】2人分

- ・卵2個 ・じゃがいも1個 ・にんじん1/2本
- ・ウインナーソーセージ100g ・コーン（缶詰）大さじ2
- ・クリームシチューのルー95g ・水2カップ
- ・牛乳1と1/2カップ

【作り方】

1. じゃがいも、にんじん、ウインナーは1cm幅に切る。
2. 耐熱ボウルに（1）、コーン、分量の水を入れてラップをして電子レンジで5分加熱し、ルーを加えてよく溶かし、牛乳を加えて再びラップをしてさらに3分加熱する。
3. （2）に溶いた卵を加え、ラップをして1分加熱する。

安全運転アドバイス ～実は違反行為！ マナーと混同しがちな違反行為～

安全な運転をするためには、なによりも交通ルールを守ることが基本になりますが、運転マナーと混同して、違反行為にもかかわらずマナーの問題だと誤解していたり、それが違反行為だという認識が薄い場合があります。

そこで今回は、そうした違反行為についてまとめてみました。

《歩行者の通行を妨害する横断歩道通過》

信号機のない横断歩道で、横断しようとしている歩行者がいるにもかかわらず、一時停止はおろか、減速もせずに通過していく車が少なくありません。

歩行者が横断していたり、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないことが定められています（道路交通法第38条第1項）。したがって、横断しようとしている歩行者がいるにもかかわらず、そのまま通過していくのは、「譲る」といったマナーの問題ではなく、ルールの問題であり違反行為です。横断歩道に接近したとき、一時停止も減速もせずに通過できるのは、横断する歩行者がいないことが明らかな場合だけです。この点をしっかり理解しておきましょう。



《緊急自動車の通過を妨害する交差点進入》

救急車などの緊急自動車が交差点に接近しているにもかかわらず交差点内に進入し、緊急自動車に急ブレーキをかけさせる車もよく見かけます。

交差点やその付近で、緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け道路の左側に寄って一時停止しなければなりません（道路交通法第40条第1項）。自車のほうが先に交差点を通過できるだろうなどと考えて、交差点に進入してはいけません。

《交差点側の通行を妨害する交差点進入》

渋滞などにより、交差点内で停止して交差道路側の車の通行を妨げてしまう車もあります。道路混雑時などで交差点内で停止して交差道路側の車の通行を妨げるおそれがある場合には、交差点に進入してはならないと定められています（道路交通法第50条第1項）。踏切も同様（同第2項）で、車体の一部でも踏切内に残れば非常に危険な状態となります。交差点や踏切に進入するときは、前方の状況を必ず確認する必要があります。

【走行中の車からの「ポイ捨て」は違反行為】

道路法第76条において、「道路において進行中の車両等から物件を投げることは禁止されています。したがって、走行中の車から物を「ポイ捨て」にするのは、マナーの問題ではなく、違反行為です。

禁止の対象となる「物件」は特に限定されていませんから、空き缶やペットボトル等の容器類はもちろん、レシートなどの小さな紙切れやレジ袋なども含まれます。

また、「何人（なんびと）も禁止」ですから、ドライバーだけでなく同乗者も禁止されています。走行時の物の「ポイ捨て」は絶対にしないよう、車に乗る人は全員が徹底しましょう。



寒中お見舞い申し上げます。
皆様におかれましてはお健やかにお過ごしのこととお慶び申し上げます。
旧年中は大変お世話になりました。
新しい年のご多幸と皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げますと共に
本年も変わらぬご厚誼の程、宜しくお願ひ申し上げます。

平成二九年 一月

株式会社 三井総合保険事務所社員一同

